

令和6年度 介護報酬改定について

条例改正編②



川崎市役所健康福祉局長寿社会部
高齢者事業推進課 事業者指導係

1



この動画で説明する項目

5. 業務継続計画未策定減算の導入
6. 高齢者虐待防止措置未実施減算の導入
7. 身体的拘束等の適正化の推進
8. 身体的拘束廃止未実施減算の導入
9. 施行時期について

1～4 は条例改正編①
を御視聴ください



2



この動画で説明する項目

5. 業務継続計画未策定減算の導入
6. 高齢者虐待防止措置未実施減算の導入
7. 身体的拘束等の適正化の推進
8. 身体的拘束廃止未実施減算の導入
9. 施行時期について

3



5. 業務継続計画未策定減算の導入【全サービス対象】

概要 【全サービス★】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

（参考）介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）ガイドラインについて

- 介護サービスは、利用者の方々やその家族の生活に欠かせないものであり、感染症や自然災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要。
- 必要なサービスを継続的に提供するためには、また、仮に一時中断した場合であっても早期の業務再開を図るためには、業務継続計画（BusinessContinuityPlan）の策定が重要であることから、その策定を支援するため、介護施設・事業所における業務継続ガイドライン等を作成。

（令和2年12月11日作成。必要に応じて更新予定。）

掲載場所： https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/sunya/tokushu_kaijo/kaigo_kouru/seiha/tokushumattiri

介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン	
ポイント	<ul style="list-style-type: none">各施設・事業所において、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応や、それらを踏まえて平時から準備・検討しておくべきことを、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。
主な内容	<ul style="list-style-type: none">BCPとは ・新型コロナウイルス感染症BCPとは（自然災害BCPとの違い）介護サービス事業者に求められる役割 ・BCP作成のポイント新型コロナウイルス感染（疑い）が発生時の対応等（入所系・通所系・訪問系）等

介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン	
ポイント	<ul style="list-style-type: none">各施設・事業所において、自然災害に備え、介護サービスの業務継続のために平時から準備・検討しておくべきことや発生時の対応について、サービス類型に応じた業務継続ガイドラインとして整理。ガイドラインを参考に、各施設・事業所において具体的な対応を検討し、それらの内容を記載することでBCPが作成できるよう、参考となる「ひな形」を用意。
主な内容	<ul style="list-style-type: none">BCPとは ・防災計画と自然災害BCPの違い介護サービス事業者に求められる役割 ・BCP作成のポイント自然災害発生に備えた対応、発生時の対応（各サービス共通事項、通所固有、訪問固有、居宅介護支援固有事項）等

これは令和3年度報酬改定の資料です

4



5. 業務継続計画未策定減算の導入【全サービス対象】

概要	【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】	
	○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】	
単位数		
<現行> なし	▶	<改定後> 業務継続計画未実施減算 施設・居住系サービス 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設） その他のサービス 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設） <small>※ 平成19年度に施設・居住系サービスに身体拘束禁止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。</small>
算定要件等	○ 以下の基準に適合していない場合（新設） <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。 ○ 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。	

5



5. 業務継続計画未策定減算の導入【全サービス対象】

Point

- ☑ 施設系や通所系のみではなく、**すべてのサービス種別**で減算が適用される可能性がある。
※居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く
- ☑ 感染症・災害の**両方の業務継続計画**を策定しなければならない。
- ☑ 業務継続計画を策定していても、その計画に従った**必要な措置**ができていない場合は、**減算が適用される可能性がある。**

6



5. 業務継続計画未策定減算の導入【全サービス対象】

【報酬告示等】 ※訪問介護の場合

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日 厚生省告示第19号)

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

厚生労働大臣が定める基準 (平成27年3月23日 厚生労働省告示第95号)

指定居宅サービス等基準第三十条の二第一項(指定居宅サービス等基準第三十九条の三において準用する場合を含む。)に規定する基準に適合していること。

●指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第三十条の二第一項
(平成11年3月31日 厚生省令第37号)

指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い**必要な措置**を講じなければならない。

7



5. 業務継続計画未策定減算の導入【全サービス対象】

●指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日 老企第36号)

業務継続計画未策定減算については、指定居宅サービス等基準第30条の2第1項(指定居宅サービス等基準第39条の3において準用する場合を含む。)に規定する**基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月**(基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月)から**基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで**、当該事業所の**利用者全員**について、所定単位数から減算することとする。

なお、経過措置として、令和7年3月31日までの間、当該減算は適用しないが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成すること。

★訪問系サービス、福祉用具、居宅介護支援以外のサービスの場合、下記のように記されています。

「なお、経過措置として、令和7年3月31日までの間、**感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定している場合には**、当該減算は適用しないが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成すること。」

8



5. 業務継続計画未策定減算の導入【全サービス対象】

【厚生労働省 Q&A】

令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.1) (令和6年3月15日)

Q. 業務継続計画未策定減算はどのような場合に適用となるのか。(問164)

A. (前段省略)

なお、令和3年度介護報酬改定において業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではない。

Q. 行政機関による運営指導等で業務継続計画の未策定など不適切な運営が確認された場合、「事実が生じた時点」まで遡及して当該減算を適用するのか。(問166)

A. 業務継続計画未策定減算については、行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「**基準を満たさない事実が生じた時点**」まで遡及して減算を適用することとなる。

・例えば、通所介護事業所が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合(かつ、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っていない場合)、令和7年10月からではなく、令和6年4月から減算の対象となる。

・また、訪問介護事業所が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合、令和7年4月から減算の対象となる。

9



5. 業務継続計画未策定減算の導入【全サービス対象】

参考

指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(抜粋) * 訪問介護の例

①業務継続に向けた計画等の策定について

- ・ 感染症に係る業務継続計画については、以下の項目を記載すること。
 - a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)
 - b 初動対応
 - c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)
- ・ 災害に係る業務継続計画については、以下の項目を記載すること。
 - a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
 - b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)
 - c 他施設及び地域との連携
- ・ 想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること

* 感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することも可能。

* 「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照すること(P.15に概要を記載)。

10

5. 業務継続計画未策定減算の導入【全サービス対象】

参考

指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（抜粋） * 訪問介護の例

②研修の実施について

- ・感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。
 - ・定期的（年1回以上※）な教育を開催すること。
 - ・新規採用時には別に研修を実施すること
 - ・研修の実施内容についても記録すること。
- * 感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施可。

③訓練（シミュレーション）の実施について

- ・感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を実施すること。
 - ・定期的（年1回以上※）に実施すること。
 - ・机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。
- * 感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施可。

※研修・訓練（シミュレーション）の実施について、施設系サービス（特定、GH、特養、老健、療養型）は年2回以上とされています。

11

5. 業務継続計画未策定減算の導入【全サービス対象】

補足

参考

（4）防災計画と業務継続計画（BCP）の関係①

防災計画を作成する主な目的は、「身体・生命の安全確保」と「物的被害の軽減」であり、その目的は、BCPの主な目的の大前提となっています。
つまり、BCPでは、防災計画の目的に加えて、優先的に継続・復旧すべき重要業務を継続する、または、早期復旧することを目指しており、両方の計画には共通する部分もあり密接な関係にあります。

	防災計画	BCP
主な目的	<ul style="list-style-type: none"> ・身体、生命の安全確保 ・物的被害の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・身体、生命の安全確保に加え、優先的に継続、復旧すべき重要業務の継続または早期復旧
考慮すべき事象	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点がある地域で発生することが想定される災害 	<ul style="list-style-type: none"> ・自社の事業中断の原因となり得るあらゆる発生事象
重要視される事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下を最小限にすること <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「死傷者数」 ➢ 「損害額」 ・従業員等の安否を確認し、被害者を救助・支援すること ・被害を受けた拠点を早期復旧すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記に加え、以下を含む <ul style="list-style-type: none"> ➢ 重要業務の目標復旧期間・目標復旧レベルを達成すること ➢ 経営及び利害関係者への影響を許容範囲内に抑えること ➢ 利益を確保し企業として生き残ること
活動、対策の検討範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・自社の拠点ごと 	<ul style="list-style-type: none"> ・全社的（拠点横断的） ・依存関係にある主体（委託先、調達先、供給先）

* 『自然災害発生時の業務継続ガイドライン』より抜粋

12

5. 業務継続計画未策定減算の導入【全サービス対象】

参考

新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン



内容抜粋

●BCP作成のポイント

- < 1 > 施設・事業所内を含めた関係者との情報共有と役割分担、判断ができる体制の構築
- < 2 > 感染（疑い）者が発生した場合の対応
- < 3 > 職員確保
- < 4 > 業務の優先順位の整理
- < 5 > 計画を実行できるよう普段からの周知・研修、訓練

13

5. 業務継続計画未策定減算の導入【全サービス対象】

参考

自然災害発生時の業務継続ガイドライン



内容抜粋

●BCP作成のポイント

- < 1 > 正確な情報集約と判断ができる体制を構築
- < 2 > 自然災害対策を「事前の対策」と「被災時の対策」に分けて、同時にその対策を準備
- < 3 > 業務の優先順位の整理
- < 4 > 計画を実行できるよう普段からの周知・研修、訓練

14

5. 業務継続計画未策定減算の導入【全サービス対象】

参考

厚生労働省等で作成されているガイドライン等

○介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)



15

この動画で説明する項目

5. 業務継続計画未策定減算の導入
6. 高齢者虐待防止措置未実施減算の導入
7. 身体的拘束等の適正化の推進
8. 身体的拘束廃止未実施減算の導入
9. 施行時期について

16



6. 高齢者虐待防止措置未実施減算の導入 【全サービス対象】

概要 【全サービス★】

- 全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】

基準

- 運営基準（省令）に以下を規定
 - ・ 入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。
 - ・ 運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。
 - ・ 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。
 - 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
 - 虐待の防止のための指針を整備すること
 - 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
 - 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと
- （※3年の経過措置期間を設ける。）

これは令和3年度
報酬改定の資料です

17



6. 高齢者虐待防止措置未実施減算の導入 【全サービス対象】

概要 【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
- 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

単位数

<現行>
なし

<改定後>

高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。

算定要件等

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設）
 - ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
 - ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

18



6. 高齢者虐待防止措置未実施減算の導入 【全サービス対象】

Point

- ☑ 施設系や通所系のみではなく、**すべてのサービス種別**で減算が適用される可能性がある。
※居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く
- ☑ **虐待が発生した＝減算ではなく**、虐待防止のための取り組みが不十分であった場合に適用される。
- ☑ **利用者全員**に適用される。

19



6. 高齢者虐待防止措置未実施減算の導入 【全サービス対象】

【基準告示等】 ※訪問介護の場合

● 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

厚生労働大臣が定める基準 (平成27年3月23日 厚生労働省告示第95号)

指定居宅サービス等基準第三十七条の二(指定居宅サービス等基準第三十九条の三において準用する場合を含む。)に規定する基準に適合していること。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第三十七条の二

(平成11年3月31日 厚生省令第39号)

指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- 二 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

20



6. 高齢者虐待防止措置未実施減算の導入 【全サービス対象】

●指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年3月1日 老企第36号)

高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、指定居宅サービス基準第37条の2(指定居宅サービス等基準第39条の3において準用する場合を含む。)に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなる。

具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、**速やかに改善計画を都道府県知事(=川崎市)に提出**した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事(=川崎市)に報告することとし、**事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間**について、**利用者全員**について所定単位数から減算することとする。

21



6. 高齢者虐待防止措置未実施減算の導入 【全サービス対象】

【厚生労働省 Q&A】

令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.1) (令和6年3月15日)

Q. 運営指導等で行政機関が把握した高齢者虐待防止措置が講じられていない事実が、発見した日の属する月より過去の場合、遡及して当該減算を適用するのか。(問167)

A. 過去に遡及して当該減算を適用することはできず、発見した日の属する月が「事実が生じた月」となる。

Q. 高齢者虐待防止措置未実施減算については、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置(委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと)がなされていない事実が生じた場合、「速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入居者全員について所定単位数から減算することとする。」こととされているが、施設・事業所から改善計画が提出されない限り、減算の措置を行うことはできないのか。(問169)

A. 改善計画の提出の有無に関わらず、事実が生じた月の翌月から減算の措置を行って差し支えない。当該減算は、施設・事業所から改善計画が提出され、事実が生じた月から3か月以降に当該計画に基づく改善が認められた月まで継続する。

22



6. 高齢者虐待防止措置未実施減算の導入 【全サービス対象】

参考

指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（抜粋） * 訪問介護の例

虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。

・虐待の未然防止

指定訪問介護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にとらえられている理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。

・虐待等の早期発見

指定訪問介護事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。

・虐待等への迅速かつ適切な対応

虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口へ通報される必要があり、指定訪問介護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。

以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。

23

6. 高齢者虐待防止措置未実施減算の導入 【全サービス対象】

参考

指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（抜粋） * 訪問介護の例

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会について

- ・管理者を含む幅広い職種で構成すること（虐待防止の専門家委員として積極的に活用することが望ましい）。
- ・構成メンバーの責務及び役割分担を明確にすること。
- ・定期的開催すること
- ・そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図ること。
- ・虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。
 - イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
 - ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
 - ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
 - ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
 - ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
 - ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
 - ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

* 他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することも差し支えない。

* 他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

* オンライン開催（※）も可能。

※オンライン開催にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。（P.9に掲載）

24

6. 高齢者虐待防止措置未実施減算の導入 【全サービス対象】

参考

指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（抜粋） * 訪問介護の例

② 虐待の防止のための指針について

指定訪問介護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

※研修の実施について、施設系サービス（特定、GH、特養、老健、療養型）は年2回以上とされています

③ 虐待の防止のための従業者に対する研修

- ・従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定訪問介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。
 - ・当該指定訪問介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上※）を実施すること。
 - ・新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施すること。
 - ・研修の実施内容について、記録すること
- * 研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。

25

6. 高齢者虐待防止措置未実施減算の導入 【全サービス対象】

参考

指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（抜粋） * 訪問介護の例

④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者について

- ・指定訪問介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。
- ・当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

○運営規定における「虐待の防止のための措置に関する事項」の追加について

虐待の防止に係る、組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。

26

この動画で説明する項目

5. 業務継続計画未策定減算の導入
6. 高齢者虐待防止措置未実施減算の導入
7. 身体的拘束等の適正化の推進
8. 身体的拘束廃止未実施減算の導入
9. 施行時期について

27



7. 身体的拘束等の適正化の推進【短期・多機能系・訪問系・通所系・福祉用具貸与・特定福祉用具販売・居宅介護支援】

概要

【ア：短期入所サービス★、多機能系サービス★、イ：訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

- 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 短期入所サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
 - イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。【省令改正】

基準

- 短期入所サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定する。
 - ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

28



7. 身体的拘束等の適正化の推進【短期・多機能系・訪問系・通所系・福祉用具貸与・特定福祉用具販売・居宅介護支援】

Point

- ☑ 施設系・居住系以外のサービスについても、**身体的拘束の原則禁止が運営基準に明文化**された
- ☑ 短期系・多機能系サービスについても、日頃から身体的拘束適正化のための措置を講じることが義務付けられた

29



7. 身体的拘束等の適正化の推進【短期・多機能系・訪問系・通所系・福祉用具貸与・特定福祉用具販売・居宅介護支援】

介護施設・事業所等で働く方々への
身体拘束廃止・防止の手引き



●目次

1. 身体拘束廃止・防止の意義
2. 身体拘束廃止・防止に向けて
3. 緊急やむを得ない場合の対応
4. 身体拘束廃止・防止に取り組んだ事例
5. 参考資料

30



この動画で説明する項目

5. 業務継続計画未策定減算の導入
6. 高齢者虐待防止措置未実施減算の導入
7. 身体的拘束等の適正化の推進
- 8. 身体的拘束廃止未実施減算の導入**
9. LIFEへのデータ提出頻度の見直し
10. 介護職員等処遇改善加算の見直し
11. 施行時期について

31



8. 身体的拘束廃止未実施減算の導入（拡充）【短期・多機能系】

単位数

【短期入所系サービス★、多機能系サービス★】

<現行>

なし

<改定後>

身体的拘束廃止未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体的拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して9単位程度/日の減算となる。

算定要件等

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること
- 全ての施設・事業所で身体的拘束等の適正化が行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に身体的拘束等の適正化に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて身体的拘束等の適正化の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、身体的拘束等の適正化に向けた取組の強化を求める。

32



8. 身体的拘束廃止未実施減算の導入（拡充）【短期・多機能系】

Point

- ☑ 短期系、多機能系サービスについて、新たに**身体的拘束廃止未実施減算が位置づけられた**
- ☑ 算定要件等は施設系・居住系サービスに元々ある加算と同じ

33



8. 身体的拘束廃止未実施減算の導入（拡充）【短期・多機能系】

●指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月8日 老企第40号）

身体拘束廃止未実施減算については、事業所において身体的拘束等が行われていた場合ではなく、居宅サービス基準第128条第5項の記録（同条第4項に規定する身体的拘束等を行う場合の記録）を行っていない場合及び同条第6項に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、記録を行っていない、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、**速やかに改善計画を都道府県知事（＝川崎市）に提出した**後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、**事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間**について、**利用者全員**について所定単位数から減算することとする。

34



この動画で説明する項目

5. 業務継続計画未策定減算の導入
6. 高齢者虐待防止措置未実施減算の導入
7. 身体的拘束等の適正化の推進
8. 身体的拘束廃止未実施減算の導入
9. 施行時期について

35



9. 施行時期について

- 令和6年度介護報酬改定の施行時期については、令和6年度診療報酬改定が令和6年6月1日施行とされたこと等を踏まえ、以下のとおりとする。

- **6月1日施行とするサービス**

- ・ 訪問看護
- ・ 訪問リハビリテーション
- ・ 居宅療養管理指導
- ・ 通所リハビリテーション

- **4月1日施行とするサービス**

- ・ 上記以外のサービス

- 令和6年度介護報酬改定における処遇改善関係加算の加算率の引上げについては、予算編成過程における検討を踏まえ、令和6年6月1日施行とする。これを踏まえ、加算の一本化についても令和6年6月1日施行とするが、現行の処遇改善関係加算について事業所内での柔軟な職種間配分を認めることとする改正は、令和6年4月1日施行とする。

- 補足給付に関わる見直しは、以下のとおりとする。

- **令和6年8月1日施行とする事項**

- ・ 基準費用額の見直し

- **令和7年8月1日施行とする事項**

- ・ 多床室の室料負担

36



終

